

犯罪報道と適正な刑事手続の保障

予断排除の再考と対等報道実現に向けての一考察

新 田 浩 平

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

はじめに

第1章 報道の自由と被疑者・被告人の適正手続保障

第1節 報道の自由 保障の在り方と制限の可否

(1) 概 論

(2) 犯罪報道における知る権利の実質的意義

第2節 被疑者・被告人の適正手続を受ける権利侵害の問題

第3節 小 括

第2章 公平な裁判所と予断排除原則の再考

第1節 公平な裁判所の理念

第2節 起訴状一本主義

(1) 起訴状一本主義の導入

(2) 公判前整理手続と予断排除原則

(3) 白紙主義の問題点

(4) 新たな予断排除のあり方の模索

第3節 予断排除原則の再考

(1) 予断排除原則を巡る近時の解釈論

(2) 本稿における予断排除原則の解釈

第4節 小 括

第3章 予断排除の方策

第1節 報道の直接規制

第2節 報道機関による自主規制

第3節 匿名報道

第4節 両当事者対等報道

第5節 小 括

第4章 対等報道実現に向けて

第1節 予断排除原則との抵触の問題

第2節 弁護人の報道機関への対応の問題

(1) 報道機関への対応のメリット

(2) 報道機関への対応のデメリット

(3) モデル・ルールの確立に向けて

第3節 捜査機関由来の情報の取扱いの問題

第4節 小 括

むすびにかえて

はじめに

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、「裁判員法」と略称）の制定過程において、2003年3月11日に司法制度改革推進本部事務局作成の「たたき台」が出された（「裁判員制度について」（第13回資料1）¹⁾）。その中には、訓示規定ではあるが、「裁判の公正を妨げる行為の禁止」と題されて、「ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。」「イ 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」という規定が設けられていた。

裁判員は法律の専門家を除いた一般有権者の中から無作為に抽出されるため、いわば法律に関する「素人」が選ばれる（裁判員法15条各号、同13条）。特別の訓練を受けていない一般の国民は、被疑者・被告人の犯人性を前提とした報道に触れると、意識的・無意識的に被疑者・被告人が犯人であるという有罪の予断を形成してしまうおそれがあるという指摘があったため、このような規定の導入が議論されたのであった。報道機関側の強い反対を受けて、最終的に「偏見報道の禁止」規定は盛り込まれなかったが、報道機関に対しては偏見報道の是正に向けた指針の策定を求める声が強まった²⁾。このような状況の後押しもあり、報道機関の側でも刑事手続のあり方を大きく変容させる制度の導入を目前にして、犯罪報道のあり方について考える機運が高まり、犯罪報道についての指針を策定する動きが

広がった³⁾。

報道機関は、これまでも従来の被疑者呼び捨ての報道慣行を改め「容疑者」という呼称を一般的に用いるなど、犯人視報道の抑制に向けての取り組みを行ってきた。しかし、ひとたびセンセーショナルな事件が起こると、被疑者・被告人に対する苛烈な報道がなされ、例えば、オウム真理教に関する一連の事件の際には大きな社会現象となった⁴⁾。被疑者・被告人の犯人性を前提とした犯罪報道は、事件に対する嫌悪感と結びついて、報道を見聞きした者に被疑者・被告人が犯人であるという予断を抱かせる。報道で有罪の予断を形成した者が、裁判官や裁判員として刑事裁判において携わると、「公平な裁判所」による裁判を受ける権利を保障した憲法37条1項に違反するのではないかと。このような事態を防止するには、裁判官や裁判員が予断に影響されることを防ぐことが必要となる。裁判員制度の運用がひとまず安定化し、制度の安定的運用に関する議論が収束したと思われる現在、犯罪報道が刑事裁判に及ぼす影響とその問題点についても改めて正面から取り組む必要があるように思われる。

本稿は以上のような問題意識から、まず報道の自由に関する憲法上の議論を概観し適正手続保障との関係で犯罪報道が抱える問題について触れた上で、「公平な裁判所」規定や起訴状一本主義(刑訴法256条6項)、予断排除原則といった刑事裁判の基本原則に関する解釈論を敷衍する。そして、これらの解釈論を踏まえた上で、具体的な予断排除の方策や犯罪報道のあり方やその有効性に関する議論に検討を加えることで、犯罪報道と予断排除のあり方に関する議論に関して筆者なりの考察を試みるものである。

なお、本稿においては報道による被疑者・被告人に対する予断の危険性の問題を取り上げるため、問題とする犯罪報道の射程としては予断の危険性を生ぜしめる犯罪報道を想定している。例えば、被告人の社会復帰を妨げるようなおそれのある報道も別として問題となり得るが、本稿ではこれらについては特に触れないこととする。

第1章 報道の自由と被疑者・被告人の適正手続保障

第1節 報道の自由 保障の在り方と制限の可否

(1) 概 論

内心における思想や信仰は、外部に表明され、他者に伝達されて初めて社会的効用を發揮する。その意味で、表現の自由はとりわけ重要な権利であり、その中核をなすのが「知る権利」である。表現の自由は、情報の受け手側が表現された思想や信仰などを「知る」権利が保障されてはじめて意義を持つからである⁵⁾。

表現の自由はあらゆる表現形態に認められるものであり、報道機関による報道も例外ではない。報道は事実を知らせるものであり、特定の思想を表明するものではないが、内容の編集という知的な作業を経て、送り手側の意見が表明されるという点からも、さらに、報道が国民の知る権利に奉仕するものとして重要な意義を有する点からも、異論はないであろう⁶⁾。最高裁もいわゆる博多駅事件決定⁷⁾において、報道の自由は「憲法21条で保障される」と述べている。

その一方で、取材の自由について、同最高裁決定は、「憲法21条の精神として尊重される」とし、両者の保障の程度を区別している。そして、この保障の程度の違いは、取材行為は表現行為を伴うものではなく、表現行為そのものでもないからと説明される。しかし、このような理解は適切ではない。なぜなら、正確な取材が行われなければ、正確な報道が行われることはないからである⁸⁾。

そして、以上のような理解をさらに推し進めていくと、国家は取材の自由の保障を十分たらしめ、正確な報道を実現する責務を負うと解することになる。これは、刑事裁判における基本原則の私人間適用の可否という問題にも関わる。つまり、予断排除原則や無罪推定原則などの刑事裁判の基本原則は、国家対被告人（私人）という関係の中でのみ問題となるもの

であり、報道機関対被告人という私人間の関係においては、報道機関はこれらの原則の目的である適正手続保障の要請に縛られることはないというのである。

しかし、憲法31条や同37条1項などから、国家が刑事裁判における基本原則を遵守し、よって憲法の要請である適正手続保障を実現する義務を負うことは明白である。そうだとすると、国家の一機関たる裁判所を公平たらしめ、適正手続保障を実現するために、国家が私人である報道機関に対して、予断を生じさせるような報道を行わないことを法的ないし倫理的手段をもって命じるという手段をとり得ないとはいえないのではないが⁹⁾。以上のような理解に従えば、国家には公平な裁判という適正手続保障のために必要な措置を取る責務があるといわなければならない。

(2) 犯罪報道における知る権利の実質的意義

前記博多駅事件決定において、最高裁は報道の自由を、「国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの」と位置づけた。知る権利に奉仕するということは報道機関の重要な任務といえるが、知る権利は何よりもまず国家機関に向けられているのであり、国家機関保有情報へのアクセスを保障するものであると解すべきである¹⁰⁾。そして、その目指すところは国民による権力の監視であり、そのためには報道の自由が保障されていることが必要不可欠となる。

しかし、現実の報道はこのような報道の役割に関する理解から導かれる理想像とは程遠いものといわざるを得ない。知る権利の重要な担い手としての報道機関という点のみが過剰に強調されることで、知る権利に対する正確な理解が深められないまま、報道機関に犯罪報道の実情を正当化する「口実」を与えているように思われる¹¹⁾。

最高裁も、表現の自由が「基本的人権のうちでもとりわけ重要なものである」と認めている¹²⁾。犯罪や事件に関する情報が、「公共の利害関心事」であることはいうまでもない¹³⁾。しかし、「一方的で感情的な放送

は、広範な視聴者の知る権利に応えることができず、視聴者の不利益になる¹⁴⁾」のみならず、刑事被告人の適正手続保障を侵害する危険をも有する。適正手続保障という視点も踏まえて考えるときに、犯罪報道における実質的な意味での知る権利の保障を受けるべき「公共の利害関心事」とは、どのように定義できるだろうか。

この問いに対して一般論的に答えを提示することは困難であるが、報道が許容される情報内容の範囲と、報道が許容される時期という2つの判断基準の下に、当該情報の公表が認められるべきかを判断することは可能であろう。情報内容の範囲の点からは、まず、被疑者・被告人の有罪性を高く推認させることで、適正手続保障を侵害するおそれのある情報の報道が制約されることはいうまでもない。そして、後に詳述するが、本稿では犯罪報道が法教育的機能を果たし得ることに着目し、有罪の予断の形成を予防することを目的として、刑事司法に関する正確な情報を報道し市民のメディア・リテラシーを向上させることを通じて、刑事司法における被疑者・被告人と捜査機関間のパワーバランスの不均衡についての正確な認識を社会的に広く共有することを目指す¹⁵⁾。なお、ここでいう法教育的機能とは、社会生活上必要な基本的情報の発信源であるという報道機関の性質を生かして、刑事司法の基礎概念や現状に関する基礎知識を従来以上に報道することで、刑事司法一般に対する理解の増進という効果が期待できるという意味である。そのため、本稿が目指す犯罪報道のあり方から考えるならば、市民の刑事司法に対する正確な理解の増進につながるような情報こそが、実質的な意味での知る権利の保障を受けるに値するといえるだろう。（具体的な情報例は、第4章第4節「小括」参照。）

次に、報道が許容される時期の観点からは、起訴前、起訴後、さらには刑事裁判の効果の確定といった手続の各段階において、報道が許容される情報内容の範囲が変動すると考えることができる。たとえば、事件の背景事情といった情報は、被疑者・被告人の犯行を前提とした内容のものであれば、起訴前の段階はもちろん、起訴後も被告人の有罪が確定するまでは

報道されるべきではない。しかし、被告人の有罪確定後に、当該事件について、その発生原因の検証を行うといった場合に、背景事情に関する情報が有益になり得る場合も考えられる。その意味で、被告人の有罪確定後であれば、このような情報についても報道が許容されると判断することは可能であろう。

以上は1つの判断枠組みに過ぎないが、報道の自由の重要性に対する十分な配慮を前提としつつも、取材や報道の仕方について慎重に検討するとともに、真に国民の知る権利に奉仕しているといえるかという視点から、犯罪報道のあり方を考えることの重要性が改めて強調されるべきである。

第2節 被疑者・被告人の適正手続を受ける権利侵害の問題

犯罪報道が適正手続保障を侵害することで問題となる点は以下のように整理できる¹⁶⁾。すなわち、犯罪報道により裁判官に有罪の予断を与えた場合、「公平な裁判所」(憲法37条1項)ないし予断排除原則に反することになるため、陪審を採用する場合はもちろん、現行制度のもとでも、捜査官から一方的に流される「情報」を規制する必要がある(市民である裁判員について一層の危惧がもたれる)、捜査段階から「犯人」としての扱いをマスコミから受け、捜査サイドの情報を一方的に社会に流布されるのは、「無罪の推定」原則に反する(自由権規約14条2項)、有罪を強く印象づける犯人視報道によって、職場、近隣との関係がまずくなり、被疑者・被告人本人や家族が有形・無形の損害を受ける(具体的には、保釈の際の身元引受人、情状立証のための証人探しなどに悪影響が生じる)こととなり、被疑者・被告人の防御権侵害となる、偏った犯罪報道は、証人の記憶等にも影響を与え、真実発見にも有害な作用をする、といった点である。そして、これらの問題は個別的に発生するのではなく、総体として「公平な裁判所」の実現を阻害することで被疑者・被告人の適正手続保障を受ける権利を侵害するものである。では、このような適正手続保障の侵害が起こる背景にはどのような問題があるのだろうか。

まずは、犯罪報道における報道機関の第一の情報源は捜査機関による公式発表であるという問題である¹⁷⁾。これは、報道機関において、捜査機関による公式発表はよほどのことがない限り誤った情報を含まないという信頼が未だ根強いこと、被疑者は勾留されていることが多いことから取材ができず、また弁護人も多忙なため満足な取材ができず、事実上捜査機関側から入手した情報が犯罪報道における情報の大半となってしまうことが原因であると考えられる。

しかし、このような状況は決して望ましいものではない。捜査機関は基本的に、被疑者・被告人が犯人であるという前提で、被疑者・被告人にとって好ましくない情報を公表するからである。さらにいえば、報道機関でさえも裏付けをとることが困難な情報についてはその真实性の判断は事実上不可能なため、穿った見方をすれば捜査機関による世論操作の危険性も否定できない¹⁸⁾。よって、第三者的立場に徹して、情報を確定した事実と捉えることなく冷静に吟味し、報道の仕方を工夫することで情報の受け手にも冷静であることを求め、捜査機関をはじめとする権力の監視を可能にするのが報道機関の本来あるべき姿であろう。

また、それに対して弁護側の主張・反論は適切な形で報道されないという問題がある。とりわけセンセーショナルな刑事事件においては、公判に先行して苛烈な報道がなされることが往々にしてあり、起訴前の段階から犯人視の風潮が形成されていく危険性が非常に高い¹⁹⁾。このような状況下でたとえば、弁護側が無実を主張することや違法捜査の指摘を行うことは、かえって「反省していない」という印象を与えるおそれもある²⁰⁾。

以上2つの要因が相俟って、犯罪報道においては、情報の収集と公表の両面において圧倒的優位に立つ捜査機関側由来の情報が、被疑者・被告人にとって不利な形で報道されているというのが現状であるといえる。さらに、裁判官や裁判員も一般国民と同様に報道を見聞きすることは避けられない以上、犯罪報道により形成された予断が裁判官や裁判員の心証形成過程に何らかの影響を及ぼす可能性は否定できない。そして、報道により形成

された予断に基づいて裁判官や裁判員が判断を下した裁判は、もはや公平な裁判所による裁判とは言えず、憲法37条1項、起訴状一本主義（刑訴法256条6項）や予断排除原則の趣旨にも反するものであろう。これでは、被疑者・被告人に適正な刑事手続が保障されているとはいえないはずである²¹⁾。

第3節 小 括

適正手続保障は、憲法上の保障であるという点では、同様に憲法で保障されている表現の自由との優劣関係は認められない以上、その性質上両者を単純に比較衡量することはできない。表現の自由を制限してでも公平な裁判所による裁判を実現しなければならない場面があり得るのだということが、改めて認識されなければならないだろう。

公平な裁判所による裁判の実現のために刑訴法は様々な制度的担保を用意しているが、それが実質的な公平性を実現しているといえるかどうかは評価が分かれよう。それは、現実の刑事裁判に対する評価の相違にも由来するが、刑事裁判の基本原則や条文の解釈の相違に由来するところも多分にあると思われる。そうだとすると、公平な裁判の実現に向けて現状の犯罪報道が抱える問題の解決の前提として、「公平な裁判所」による裁判とは何を意味するのかという点や、「公平な裁判所」の理念を具現化したものとされる起訴状一本主義や予断排除原則をどう解釈するのかという点が明確化される必要がある。そこで、第2章ではこれらの規定に関する解釈論を敷衍して、「公平な裁判所」による裁判をどう捉えるべきかについて検討していきたい。

第2章 公平な裁判所と予断排除原則の再考

第1節 公平な裁判所の理念

憲法37条1項にいう「公平な裁判所」が意味するところは、その歴史的

意義などから一義的ではない²²⁾。その一般的・抽象的な文言によって、「公平な裁判所」規定の解釈を巡っては以下の諸点が争点となっている²³⁾。

(i) 裁判所の公平とは、組織、構成上の公平に限られるか否か

最高裁は現行刑訴法が成立する2ヶ月ほど前に、憲法37条1項にいう「公平な裁判所」とは、「構成其他において偏頗の惧なき裁判所」を意味する旨判示している²⁴⁾。その中でも「其他」という文言が何らかの意味を有するののかについて争いがあったが、訴訟手続の構造上、裁判官に予断を与えてはならないという趣旨を含意するものであるとする見解が支配的であるようである²⁵⁾。また、裁判が公平であるべきなのは民事・刑事を問わないにもかかわらず、特に刑事について憲法が明示的に公平な裁判所の裁判を受ける権利を保障していることから、起訴状一本主義や当事者主義も本条の必然的要請であるとする見解は説得力を有しているように思われる²⁶⁾。

() 組織、構成上の公平とは、具体的事件との関係での公平さに限られるか否か

裁判所の組織、構成上の公平さは、具体的事件との関係でのみ考えられることが多い。そして、その制度的保障として除斥や忌避の制度が設けられているという見解がある一方で、具体的事件における公平さを超えた、一般的・抽象的な意味での公平性も要請されるとする見解もある²⁷⁾。

後者の見解は、裁判所の構成を公平なものとするために、不公平な裁判をするおそれがある裁判官を、職務の執行から排除する制度があるだけでなく、裁判官の任命等にも考慮が払われているとする。そして、

の点については「公平な裁判所」という文言が現行憲法において初めて採用されたことに着目し、「現憲法によって民主主義的国家機構にきり換えられたことによって、国民主権の原理にのっとった司法の運用ということが強く意識され、それに応じて、裁判所の組織、機能についてもとくにその公正化の必要があり、それが現憲法のような保障規定となった」と説

明する²⁸⁾。

「公平な裁判所」が司法制度の民主化を指向するものかどうかは、本稿が取り上げる問題の範疇を超えるため特に触れないが、一般的・抽象的な公平性も要請されていると解するべきであろう。なぜなら、忌避制度等により制度的に公平性が保障されていても、外在的要因である犯罪報道による予断の問題に対処することなく裁判所の公平性を確保することなどできないからである。そして、忌避制度は、現状として消極的な運用にとどまっており、その意味では制度的な公平性すら保障されているとはいえない。そうだとすると、やはり一般的・抽象的な公平性が保障されるべきであると解することが重要となろう。

() 組織，構成上の公平の要請には，起訴状一本主義，ひいては，予断排除原則を含まないかどうか

従来は，裁判所の組織，構成上の公平さと起訴状一本主義は切り離して考える見解があったが，現在では，裁判所の公平とは組織，構成上の公平のことであると解しつつも，起訴状一本主義も「公平な裁判所」の要請に含まれるとする見解が一般的である²⁹⁾。そして，この見解の根拠としては以下の点が挙げられる。すなわち，裁判官が裁判官として前審の裁判に関与した場合除斥されるが（刑訴法20条7号），この規定の趣旨は「裁判をやり直すときは，予断を持つおそれがある」ためと考えられる。そうだとすると，刑訴法においては除斥事由として，裁判官が当事者と一定の利害関係を有する場合（同条1～6号）と予断を有するため公平な裁判が期待できなくなる場合（同条7号）の2つを認めていることとなるが，起訴状一本主義を単に訴訟構造上の要請と解する見解も除斥事由の中に予断関係に基づくものも含まれるということに関して否定はできないはずであるというのである。

一方，起訴状一本主義はおよそ裁判所の公平性の問題ではないとする見解もある。この見解によると，審級制度に関連する除斥事由は，公平な判

断を期待できないというよりもむしろ、前審の裁判に関与した裁判官がその事件の上級審に関与するということは、結局のところ自己批判に帰着するのであり、「自己批判は多く無意味である³⁰⁾」という判断が背景にあるとされる。またこの見解は、予断排除原則は憲法の保障する公平な裁判所の概念に採り入れられているとする見解に対して、予断排除原則はむしろ公判の審理を中心として心証を得させるという直接主義、口頭主義、公開主義の要請に出るものであり、また公平性とは職業裁判官の場合には素人たる陪審員の場合とは区別して考えることができるし、またそれが相当であると³¹⁾。

しかし、このような見解は適切ではないと思われる。被告人に対して刑罰を科す決定を下すという重責を担っていることを考えれば、どれだけ優秀で誤った判断ではなかったという自信がある裁判官でも自らの判断の妥当性を検証し過ぎるということはないはずである。前審関与を除外事由とする理由はむしろ、「すでに当該事件を担当し、心証をとるなど予断・偏見を有している以上、公正な裁判が期待できないから」と考えるのが素直であろう³²⁾。また、本稿においては予断の危険性は職業裁判官も裁判員も同様に有するとの立場に立つので、両者を区別して考えることが相当だとする点にも賛同できない。さらに、予断排除原則が公判中心主義の要請によるものであるとしても、犯罪報道等の外在的要因による予断の問題に対処しなければ、公判中心主義を貫徹することもできないだろう。少なくとも、予断排除原則が公平な裁判所の概念に採り入れられていることと、公判中心主義の要請によるものであることは両立し得ないものではないはずである。

以上の争点ごとに見解の相違こそあれ、刑事裁判における「公平な裁判」の実現の重要性に異論を挟む余地はないであろう。問題はその趣旨をどう解するかと、実現のためにどのような方策を採るのかである。そして、このような問題意識は犯罪報道との関係においても求められるものである。

確かに、犯罪報道は適正手続保障に悪影響を与える危険性を有している

ものの、刑事手続から見れば外在的要因に過ぎないのであり、訴訟構造として公平性が保たれていれば問題はないとも言える。しかし、個別具体的な裁判体の公平性にとどまらない、理念としての「公平な裁判所」が要請されないとするれば、犯罪報道などの外在的要因による不公平な裁判を正当化することになる。さらにいえば、憲法が保障しているのは「公平な裁判所の実現」ではなく、「公平な裁判所による……裁判を受ける権利」である。そうである以上、その権利性を重視して、刑事被告人は、「公平な裁判所による裁判」の実現に対する障害の除去を国家に対して求める権利を有すると解することが自然であるように思われる³³⁾。

以上を踏まえると、「公平な裁判所」の理念は、単に訴訟構造上実現されていればよいとするのではなく、公判廷外の要因に対応することも含めて、総体として公平な裁判所による裁判を実現することを要請するものと解すべきである。

第2節 起訴状一本主義

(1) 起訴状一本主義の導入

刑訴法256条6項の起訴状一本主義の規定は、「公平な裁判所」の理念を具体化したものとして説明される。旧法下では、公訴提起と同時に検察官から提出された証拠等の事件の一件記録を裁判官がそのまま引き継ぐことが慣行となっていた。そして、熱心な裁判官であればあるほど、公判期日までに一件記録を熱心に読み込み、事件の内容を把握することに努めた³⁴⁾。よって、公判では事件の内容の把握というよりも、事前の精査によって浮かび上がっている疑問点につき、被告人質問を通じて争点についての疑問を解消するというところに力点が置かれていた³⁵⁾。

しかし、検察官は被疑者が犯人であるという見込みのもとで自らの主張を組み立て、その主張を裏付ける証拠を一件記録として提出する以上、その記録を通じて形成される心証は有罪方向に傾く可能性が高い³⁶⁾。このような旧法下での慣行は、新法において起訴状一本主義が導入されることで

消滅することとなった。そして、以上のような起訴状一本主義が果たす機能を指して、「予断排除原則」という言葉が誕生した³⁷⁾。

(2) 公判前整理手続と予断排除原則

予断排除原則は「公平な裁判所」を象徴するものとして、「事実認定者は可能な限り公判前に事件の実体に関する心証形成をするべきではない」という一般原則としての解釈が定着しているといえよう。しかし、予断排除原則を巡る解釈論は、2005年の刑訴法改正による公判前整理手続の導入により根幹から揺るがされることとなる。

公判前整理手続は、受訴裁判所の裁判長が主宰する（刑訴法316条の2以下）。そして、来るべき公判期日に向けて訴追側と弁護側の両者の出席のもと、事件の争点を整理し争点についての両当事者の主張を互いに明示し（同316条の5の3号）、主張を支える証拠調を請求（同316条の13以下）することで、審理にかかる期日を短縮し迅速な裁判の実現に資することが志向されている。採証手続を含む過程で公判前に裁判官が証拠の内容をはじめとする事件の実質的内容に立ち入るおそれがあるため、予断排除原則に反するのではないかという点が問題となったのである³⁸⁾。

予断排除原則との抵触を否定する見解は、一般的に以下のように説明する。すなわち、予断排除原則の趣旨には、公平な裁判所の確保と、公判で証拠調べを経ていない証拠から心証を得て、それを事件についての判断の基礎として使うことを防ぐ、という2つの趣旨があり、起訴状一本主義の導入の狙いは、当事者の一方である検察官側からのみ引き継いだ一件記録を裁判官があらかじめ読み込むことにより、検察官側に偏った心証を抱いて公判に臨み、公判ではその心証をどれだけ無罪の方向に戻せるかというような審理になっていた旧法下での慣行を禁止することにより、公平な裁判所であることを確保しようとすることにあった。そして、そうであるならば、両当事者が対等に出席する場で双方の主張を聞くことは、少なくともそれには反しない³⁹⁾。

これに対し、予断排除原則との抵触を肯定する見解は以下のように述べる。すなわち、「予断排除原則を具体化した起訴状一本主義の考え方を貫くならば、本来、事案の審理・判断に関与する者は、公判が始まる前の段階ではできる限り事案についての情報から遮断された状態でなければならず」、「予断排除原則の目的を判断者が証拠能力のない資料に基づいて事実認定や量刑を行うことを防ぐところにあると理解する場合にも、公判前整理手続においては、後に公判を審理することとなる裁判官が、まさに証拠能力を認めてよいかどうかを判断したり証拠開示の裁定を行うために証拠能力を否定されうる資料も含めて証拠の内容に触れてしまう」ため、「仮に両当事者の主張を聞くという方法によって公平な裁判所を保障できるとしても、そのような方法論は、両当事者が実質的に対等であって初めて成り立ちうるものである」というのである⁴⁰⁾。「心証形成場面で使用可能な情報とそうでないものとを裁判官の自覚や努力によって切り分けることができるという前提自体が幻想なのではないか⁴¹⁾」という主張は、重く受け止める必要があると思われる。

(3) 白紙主義の問題点

もっとも、公判前整理手続との関係に限らず、予断排除原則の意義については改めて再考されるべき時期にきているといえないだろうか。その一つが、本稿が問題とする犯罪報道との関係においてである。なぜなら、予断排除原則を文字通り、「裁判官や裁判員は公判前には事件について何らの知識も有さず、よって心証形成も不可能な状態にあるべきである」とする白紙主義と解するならば、裁判官や裁判員をあらゆる情報から断絶された状況に置く必要があるが、裁判官や裁判員をそのような状態に置くことは事実上不可能であると考えられるからである。

この点については、公判前整理手続と公判審理を担当する裁判官を別にすれば、少なくとも公判前整理手続については白紙主義を貫徹することは可能ではないか、という指摘が可能であろう。このような運用については、

実務上困難であるという点や迅速な公判審理を目指す公判前整理手続の趣旨に鑑みると適切ではないという指摘がなされている⁴²⁾が、これらの指摘を待つまでもなく、犯罪報道との関係では公判前整理手続の前で担当裁判官を別にするということはほとんど無意味であるといわざるを得ない。

さらに、犯罪報道との関係を論ずるまでもなく、予断排除原則は白紙主義を常に要求する訳ではないとする主張もみられる。つまり、「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」を保障するための除斥・忌避・回避の制度や起訴状一本主義などによって「公平な裁判所」による裁判を実現できるのであれば、予断排除原則を白紙主義と解する必然性はなく、現行刑法が捜査機関が有した嫌疑と裁判所の心証を切り離すために起訴状一本主義を導入したとすれば、捜査機関の嫌疑をそのまま裁判所が引き継がないような仕組みがあることこそが予断排除原則の核心であり、白紙主義は選択肢の一つに過ぎず、公判前整理手続が導入された現在、裁判の迅速化が進められている状況下にあっては、ますます事前準備における当事者の負担は大きくなり、白紙主義を採用した場合、裁判の迅速化をむしろ後退させる。このように被告人の迅速な裁判を受ける権利を保障し得ない場面も生ずるため、白紙主義は必然的要請ではない⁴³⁾。

起訴状一本主義の中核的意義を、裁判所が捜査機関の嫌疑を直接引き継ぐことを防ぐ「捜査と公判の分離」という点にあると解し、それが予断排除原則の核心をなすとする場合においても、犯罪報道のように、（公判前整理手続外における）間接的な予断の排除の問題は残ることなどから、以上の主張の論拠にも問題はあろう。真に公平な裁判の実現を目指すならば、白紙主義こそが刑事裁判の本来あるべき姿であるとしても、それが机上の空論であると認めざるを得ないのであれば、新たな予断排除のあり方を模索する必要があるだろう。

(4) 新たな予断排除のあり方の模索

では、以上のような議論を踏まえると、新たにどのような予断排除のあ

り方を模索していくべきであろうか。この点、予断排除原則が最終的に目指すところが「公平な裁判所」による裁判の実現である以上、「白紙」の状態でなくとも「公平」な判断が期待できるならば、その要請を満たすことはできるといえないだろうか。いうなれば、予断を除去して「白紙」の状態にするのでなく、有罪の予断に対抗する形で被疑者・被告人側から無罪の予断を与え、予断の「中和」を図ることで裁判所の公平性を確保することを目指すのである。公判前整理手続の予断排除原則への抵触を否定する主張も、このような予断排除のあり方を念頭に置いているものと思われる。

そして、以上のような解釈論は犯罪報道においても展開することが可能であるように思われる。なぜなら、犯罪報道においても捜査機関と被疑者・被告人という対立構図の中で事件に関する情報が報道されるのであり、その意味で犯罪報道は「裁判外の公判前整理手続」のような様相を呈しているともいえるからである。そして、そこで報道される情報には公判前整理手続における採証手続のようなフィルターがない以上、裁判官や裁判員に予断を与える危険性が大きい情報による影響を排除することが不可能なため、予断を「中和」することがむしろ公判前整理手続以上に重要になると思われるのである。

以上のような問題意識を前提として、本稿では、一方当事者である被疑者・被告人側からの積極的な主張・反論による犯罪報道の中立化を図るといふ犯罪報道のあり方を提起したいと思う。そこでは、個々の事件ごとの被疑者・被告人の積極的な主張・反論だけでなく、刑事司法に関する正確な情報も報道することで、刑事司法における被疑者・被告人と捜査機関の間のパワーバランスの不均衡についての正確な認識を社会的に広く共有し、市民の刑事司法に関するメディア・リテラシーの向上を目指す。このようにすることで、市民が報道を受容する際に、被疑者・被告人に対する不当な有罪の予断を形成するような事態を予防することができると思われるからである。そして、このような犯罪報道のあり方は、情報の流通そのもの

を遮断することを前提とする白紙主義的発想と相容れないことはいうまでもないだろう。

しかし、以上のように考えるならば、白紙主義と同義に捉えられていた予断排除原則の位置づけが問題となる。被疑者・被告人側からの積極的な主張・反論という方法を正当化するためにも、予断排除原則をこのような手法との整合性という観点から再考する必要があるように思われる。そこで、次節では、学説において提起されている予断排除原則の解釈の検討と再考を試みたい。

第3節 予断排除原則の再考

(1) 予断排除原則を巡る近時の解釈論

一般的には「公平」とは「予断」を抱かないことであり、「予断」とは、「何らかの心証、とりわけ有罪の心証を抱いていること」を意味するという理解が素直であろう。しかし、近時、予断排除原則を巡っては様々な解釈が提起されている。

たとえば、「予断」を「審判者が法廷に提出された証拠に基づき心証を形成することができないこと」を意味すると解すべきであるとの見解がある⁴⁴⁾。論者は「公平な裁判所」と「予断」をめぐってアメリカで展開されている議論を概観した上で、裁判官や裁判員が報道等を見聞きして担当事件についての何らかの心証を形成することは避けられず、裁判官は仮に報道等によって何らかの心証を形成したとしても、それに影響されることなく公判廷に提出された証拠のみに基づいて判断できるとする。そして、以上の議論はアメリカ法を範としたわが国の刑事訴訟法における予断排除原則をめぐる議論にも当てはまるとした上で、起訴状一本主義の意義は捜査と公判の明確な分離という点に求められるべきであり、予断排除の問題とは切り離して考えるべきであるとするのである⁴⁵⁾。

しかし、裁判官が報道によって形成された心証の影響を受けずに判断することができる結論づけるのは早計であるように思われる。論者が裁判

官については予断の危険性はないと結論づける論拠は以下の通りである。すなわち、裁判官は憲法76条3項で、憲法以外のなにものにも拘束されることなく、独立して職権を行使すべきことを求めるという特別な法的規律に服する。そして、このような特別な規律の存在は、プロフェッションたる裁判官の地位そのものに由来すると解せられるので、裁判官は一般人より予断の危険が小さく、原則として予断を抱くことはないと評価できるといのである⁴⁶⁾。また、現職の裁判官による「声」として、合議制における評議を通じて当事者の主張と証拠の示す事実は異なるという思考が鍛錬されるため、証拠によって提示された主張の検証とより合理的な仮説の組立てを行うことで、「真実」を発見し、判決にたどり着くという思考プロセスが染み付いていくということが、事件報道による影響を否定する根拠として挙げられている⁴⁷⁾。

確かに、裁判官の身分その他職権に関する以上のような法規定から、裁判官は一般人よりも予断を抱く危険は少ないという命題を導き出すことは可能である。しかし、裁判官がどれだけ冷静になれたとしても、報道等によって形成された心証に基づいて判断する可能性は完全には拭い切れない⁴⁸⁾。合理的な仮説の組立てには個々人の主観に基づく価値判断が介在せざるを得ないため、その価値判断において、裁判官が報道によって形成された予断に影響される可能性がないとはいえないからである⁴⁹⁾。以上のように考えるならば、「公平な裁判所」の実現のためには、裁判官への報道の影響も考慮しなければならないはずであろう⁵⁰⁾。

また、仮に起訴状一本主義の中核的意義が、「捜査と公判の分離」にあると解し、それが予断排除原則の核心をなすとする場合においても、犯罪報道のように、(公判前整理手続外における)間接的な予断の排除の問題は残ることは前述の通りである。

以上より、論者の見解に全面的に同意することはできない。しかし、「審判者が法廷に提出された証拠に基づき心証を形成することができないこと」という「予断」の定義は、前節で触れた白紙主義が有する問題を踏

まえた上で、犯罪報道による予断の問題も射程に入れた新たな定義としての意義を見出し得るものといえないだろうか⁵¹⁾。

また、「公判前整理手続を導入した刑事訴訟法は、予断排除原則が白紙主義を必ずしも要求しないことを、いわば立法的に明らかにした」として、予断排除原則を白紙主義と解する見解に同様に異議を唱え、予断排除原則を「判断者（裁判所を構成する裁判官・裁判員）が、外形的な公平さが確保されていない状況で、当該事件についての偏った印象を持つことを防止しようとする原則」として再定義されるべきであるとする論者もいる⁵²⁾。犯人視報道による適正手続保障の侵害という状況はまさに、「外形的な公平さが確保されていない状況」といえるだろう。

これらの解釈論には本稿の立場とは考えが異なる部分もあるが、新たな解釈を通じて予断排除原則に実質的な意義を見出そうとする試みとして評価できよう。特に、予断排除原則を訴訟構造外の外的要因との関係における予断排除を求める原則と位置付けることは、犯罪報道が惹起する予断の排除の必要性を積極的に正当化することにつながり得る。

(2) 本稿における予断排除原則の解釈

以上の問題意識を踏まえて、一般化した表現で予断排除原則を解釈するならば、「裁判官や裁判員が、公判廷内外の何らかの要因によって、公判廷において顕出する当事者の主張・証拠に基づいて判断できなくなることを防止すべきとする原則」とすることができるのではないか。このように解することで、公平な刑事裁判の実現においては、訴訟手続外の要因としての犯罪報道による予断の問題にも対処しなければ予断排除の要請を満たしたこととならず、よって「公平な裁判所」による裁判を実現したとはいえないとする帰結を導くことが可能となる。また、本稿が目指す犯罪報道のあり方において重要な要素となる、被疑者・被告人側からの積極的な主張・反論という方法に、予断排除原則との整合性という点においても正当性を与えることにもつながると思われるのである。

なお、本稿は公判前整理手続と予断排除原則の抵触の問題について、予断排除原則は公判前整理手続に反しないとの立場を採るものではない。筆者としては、争点整理のための証拠裁定の手続によって心証形成はしないといった抵触否定論者の見解には疑問もある。そうだとすると、犯罪報道との関係を重視して予断排除原則を白紙主義と解さない立場を採ることが、抵触肯定論者の見解と対立するようにも思えよう。

しかし、予断を生ぜしめない「公平」な裁判は「白紙の状態」という状況だけでなく、「対立する二つの見解が対等な状況にある」こと、特に対立する両者が「対等」であることによって実現可能であるとすれば、その「対等」性を追求することこそが必要なのではないか。そして、本稿はそのような「公平で中立」な裁判を実現しうるために、外的要因としての犯罪報道について、「公平で中立」な犯罪報道のあり方を志向するものである。以上より、本稿では予断排除原則について白紙主義とは異なる理解をしつつ、公判前整理手続は予断排除原則と抵触するものであるという立場を採りたい。

第4節 小 括

本章では、「公平な裁判所」規定、起訴状一本主義、予断排除原則をめぐる議論を概観し、犯罪報道と適正手続保障に関する問題との関係において、これらの理念をどう位置付けるべきか検討した。そして、被告人の「公平な裁判所による……裁判を受ける権利」を保障するためには、犯罪報道などの訴訟手続外の要因との関係においても公平性を担保するための措置が取られるべきであること、白紙主義の理念もその正当性は失われていないものの、現状の司法制度や犯罪報道との関係を考慮すると、その考え方を徹底することは困難であるということを指摘した。

予断排除のための刑事手続上の制度として、忌避制度（刑訴法21条）や管轄移転（刑訴法17条1項2号、同条2項）といった制度がある。しかし、これらの制度は、その有効性が疑わしいだけでなく、例外的にしか利用さ

れておらず、犯罪報道などによって形成される手続外の予断の危険に対処することは困難であると思われる⁵³⁾。被疑者・被告人の公平な裁判所による裁判を受ける権利の保障を実効的なものとするためには、手続外の予断の危険にも対処する必要がある。そこで次章からは、予断排除の実効化に向けて、犯罪報道のあり方と、関連する各方策について検討を行っていく。

第3章 予断排除の方策

第1節 報道の直接規制

イギリスにおいては法廷侮辱罪（Contempt of Court）の適用という形で、予断を生ぜしめる報道を行った報道機関に対する刑罰の執行、ないし報道の延期命令といった直接的手段が採られている⁵⁴⁾。法廷侮辱罪とは、現に進行中の事件について公正な裁判を害する行為をした者に対して刑罰を科す法制であり、コモン・ローと1981年制定の裁判所侮辱法に基づいて運用されている⁵⁵⁾。法廷侮辱罪は公衆の利益たる適正な司法運営ないし公正な裁判の保護を目的とするため多様な行為が処罰対象となり得るが、犯罪報道との関係では、現に進行中の事件について被疑者の悪性格、自白の有無や事件に関する主観的評価などを公表する行為が、侮辱罪違反となり得る。コモン・ローでも裁判所侮辱法でも、手続に対する実際の妨害が生じたことではなく、妨害の危険が発生したことを客観的要件として侮辱行為を行った者に刑罰が科される。また、コモン・ローでは、行為者の主観的要件を問題とせず客観的要件の充足のみで侮辱罪の成立を認める厳格責任原則（strict liability rule）がすべての侮辱行為に適用される⁵⁶⁾。イギリスにおいて、法廷侮辱罪という形で公正な裁判の実現を阻害するような行為一般を処罰対象としている背景には、古くから市民社会における裁判の役割が重要視されていたという事情があるといわれているが、このような認識自体は、本稿においても共有されるものであることはいうまでもな

い⁵⁷⁾。

知る権利の保障にとって重要ではない上に有罪の予断を与えかねない情報はもちろんのこと、知る権利の保障にとっては重要であっても予断を生ぜしめる不適切な方法で報道された情報は、真の意味での知る権利の保障にはつながらないだろう。その意味で、報道の直接規制は直接的かつ有効的な方策として、一定の妥当性を有していることは間違いない。しかし、本稿が目指す犯罪報道のあり方は、刑事司法に関する充実した情報とセットで行われる被疑者・被告人側からの積極的な主張・反論を伴う対等報道であり、さらにいえば、被疑者・被告人側と捜査機関間のパワーバランスの不均衡について社会的認知を広め、市民が報道を受容する段階においても有罪の予断の形成を防止しようとするものである。このように、むしろ積極的に情報を公表することで結果として公平な裁判の実現に寄与するという方向性も成り立ち得ることを考えれば、報道を規制することが常に公平な裁判の実現にとって望ましいとはいえないのではないか。

また、一般市民に対しても厳格責任原則が適用され法廷侮辱罪の処罰対象とされていた点を中心に、コモン・ロー上の法廷侮辱罪の運用は、表現の自由の観点からの大きな批判を受けていたことから、法廷侮辱の認定基準の明確化と表現の自由への歩み寄りを目的として、裁判所侮辱法が制定されたというイギリスにおける歴史的経緯も踏まえると、報道の直接規制に伴う表現の自由に対する萎縮の効果は、やはり非常に重大な影響を持つものといわざるを得ない。少なくとも直接的手段を用いないその他の方策を試みることなく、報道の直接規制の是非を論ずることは適切ではないだろう。

第2節 報道機関による自主規制

裁判員制度導入の際の検討会における「たたき台」を巡る議論を契機として、報道機関側で偏見報道を防止するための報道指針等の策定が進んだことは最初に述べた。これらの指針は歓迎すべきものであり、指針に基づ

いた報道機関の自主規制に委ねるだけで報道が偏見のない健全な状態を保てるというのが最も理想的であることは間違いない。しかし、あくまで自主規制なのであり、現実には重大な事件が発生した場合に指針に沿って報道機関が冷静な報道ができるという保証はない。さらに、報道指針を策定していない報道機関もあり、やはり報道機関の自律性のみには限界があるといえよう⁵⁸⁾。

また、これらの指針に沿って報道をしたとしても犯罪報道が抱えるそもそもの問題点が解決されないということが指摘されている。つまり、これらの指針は、記者クラブ制度と結びついて公式発表、あるいは「非公式な捜査機関からのリークに頼る」という犯罪報道の根本的な問題を正面から議論して策定されたものとはいえないのであり、犯罪報道においては、報道機関は依然として主に捜査機関からの情報に頼らざるをえないから必然的に犯人視報道にならざるを得ず、またそれらの情報の信頼性を直接検証することはできないというのである⁵⁹⁾。取調べの可視化をはじめとする捜査情報の開示システムが十分に機能しておらず、捜査機関側に有利な証拠が厳選されて被告人側に開示されるため、リークによる情報の正確性や違法性の検証ができないような現状では、捜査機関による情報操作の危険が現実のものとなりかねない⁶⁰⁾。

以上より、少なくとも現時点における報道機関の指針に基づく自主規制のみで対応ができるとは考えられない。指針のさらなる精緻化と適正手続保障という視点に注意した犯罪報道がなされていくように、報道機関が努力を重ねていくことが必要となるだろう⁶¹⁾。

第3節 匿名報道

一般的に匿名報道は、被疑者・被告人の氏名を公表せず、事件の概要のみを伝える形態の犯罪報道のことを指す⁶²⁾。匿名報道を実践している代表的な国として、スウェーデンが挙げられる。スウェーデンでは報道機関側の自主的な報道倫理綱領によって、被疑者・被告人の氏名・個人情報につ

いては原則的に公表しない匿名報道が確立している。氏名はもちろん性別も特定できないように報道するのが原則となっており、被害者の写真も遺族の了承を得て初めて載せることができる。報道倫理綱領に反するような報道がなされた場合、報道により被害を受けた者の申立てを受けて、法曹や報道関係者で構成されるプレス・オンブズマンが報道に違反があったどうかの判断をする。違反があったと判断された場合、当該報道機関は自らその判断を新聞などに掲載しなければならない。さらに、当該報道機関は、経営者団体である新聞協会や記者組合、ペンクラブで構成される「報道評議会」に一定の罰金を支払わなければならない⁶³⁾。このような制度によって、倫理綱領違反の報道に対する事実上の規制が行われている。

匿名報道の最大のメリットはやはり、被疑者・被告人や犯罪被害者に関する個人情報報道されないことで、裁判官や裁判員に対し予断を与える可能性を限りなくゼロに近づけることができる点にあるといえよう。被疑者・被告人に関する予断は、主に本人の氏名・写真や前科などの個人情報とその報道の仕方によって形成されていくことからすると、これらの情報を報道しないようにすれば、公判前に裁判官や裁判員が被疑者・被告人に関する情報を得ることはほぼなくなるであろうし、少なくともセンセーショナルな報道に触れて犯人視してしまうような事態は避けられるからである。

しかし、匿名報道には以下の問題点がある。まずは、報道できる事項が相当程度限られる以上、報道の直接規制同様、表現の自由との関係で大きな緊張関係を生ずる。また、被疑者・被告人側の情報が得られないと、捜査機関の公式発表が意図的に虚偽の情報を公表していた場合にその検証ができなくなるという点や、そのような状況を改善しようとするあまり、報道機関としては従来以上に取材に力を入れることとなり、それが過熱取材に発展するおそれがある点も問題となり得る。

そして、それ以上に問題となり得るのが、仮に匿名にしたとしても、事件の内容に関する詳細な報道がなされた場合、裁判官や裁判員は、裁判業

務を通じて得た情報と報道内容とを照らし合わせて、被疑者・被告人を特定できてしまうおそれがあることである。これでは、表現の自由を犠牲にして匿名報道を実現することの実益は少ないといわざるを得ない。

以上の点を踏まえると、匿名報道がどれだけの有効性を持ちうるかは未知数である。白紙主義に代表される「情報への接触自体をなくす」という発想が現実的でないとする、情報への接触を前提とした上でその影響をいかに除去するか、という方向に発想を転換する必要があるように思われる。そして、そのためには報道機関が報道できる情報の範囲をいかに画定するか、という視点と報道の仕方をいかに工夫するか、という2つの視点が重要になってくる。前者の視点からは、捜査機関による情報の公表の制限が、後者の視点からは、両当事者の主張を対等に報道する、両当事者の主張はあくまで主張なのであり、確定した事実でないことを明記する、といった本稿が目指す犯罪報道のあり方が導かれよう。次節以降、このような犯罪報道のあり方をモデル化した両当事者対等報道について検討を行っていく。

第4節 両当事者対等報道

両当事者対等報道は、表現の自由に配慮しつつ、予断を生ぜしめる犯罪報道をいかに是正していくかという問題について、被疑者・被告人側からの対等な主張を通じて捜査機関側の主張に偏重しがちな犯罪報道を中和することを目的とするものであり、その概要は以下の通りである。すなわち、

個別の刑事事件や刑事手続について報道する場合には、捜査機関側の主張だけでなく、必ず被疑者・被告人側の主張も同時かつ並列的に報道する、報道する際には、両当事者の主張はあくまで主張にすぎず、確定した事実ではないということが明確にわかる書き方を、両当事者の主張を伝達する部分と報道機関自身の意見を述べる部分をはっきりと区別して報道する、という形態の報道がなされるために必要な法的規制を行うというものである⁶⁴⁾。

また、被疑者・被告人側からの積極的な主張・反論を通じて犯罪報道を中立化することを目的とする両当事者対等報道は、起訴状一本主義、少なくともその精神に反するのではないか、という批判について論者は、「甘んじて受けざるを得ない」として、「両当事者が情報を提供しあうことで結果として中立・公正さを保障するという考え方に転換せざるを得ない」とする⁶⁵⁾。しかし、「だからこそ提供される情報は、刑事手続の文脈において真に『対等』といえるものでなければならない」ため、権限の上でも物理的・経済的な力の上でも圧倒的な格差のある捜査機関側と被疑者・被告人側間の関係性を実質的に対等化するために、さらに以下の3点を犯罪報道に要求する。すなわち、黙秘権に関する正確な理解を喚起すること⁶⁶⁾、「疑わしきは被告人の利益に」原則を報道へ組み込むこと⁶⁷⁾、

捜査側の情報を予断の危険性の観点から公表そのものを一定程度制限した上で、仮に捜査機関側の主張や被告人の有罪性を推定させるような証拠等について報道する際は、被告人側の十分な準備に基づく反論と対置させて報道すること⁶⁸⁾である⁶⁹⁾。

もっとも、以上のことを実践するためには被疑者・被告人側の反論の機会が十分に保障されていることが前提となるが、全面的証拠開示が実現されていない現状では、有効な反論のための十分な準備は困難である。そこで、公判開始前に捜査側情報を伝える場合には、かかる捜査側情報は、本来は、被疑者・被告人側の十分かつ有効な弾劾を経てはじめてその価値を評価できるのであり、報道した情報が正確である保障はないどころか、有罪認定のために使うことができるかどうかもわからない段階にあること、報道した段階で対置されている被疑者・被告人側の反論は、被疑者・被告人側に十分な証拠の検討を行う機会が保障されていない状態で行われたものであることを十分考慮して評価すべきこと、被疑者・被告人側からの反論が併記されていないからといって捜査側の主張に反論の余地がないという意味に受け取ってはならないことを十分に警告する文章を必ず付して報道すべきであるとする⁷⁰⁾。

さらに、逮捕・勾留等の刑事手続のプロセスにおける身体拘束等が被疑者に与える有罪視の影響を考慮すべきであるとして、身体拘束を行った事実とそれらの手続を正当化する根拠となった罪となるべき事実は、客観的な事実ではなく捜査機関側の嫌疑を表したものに過ぎないこと、訴追側は嫌疑に基づき自らの主張する訴因について証拠によって合理的な疑いを超える証明を行う責任を負っていることが明らかになるような伝え方をする必要があるとする⁷¹⁾。

第5節 小 括

本章では犯罪報道による予断を排除するための各方策について検討を行った。報道機関の自主規制はそれだけでは予断形成の実効的防止につながらないことが問題であり、「情報への接触自体をなくす」という白紙主義的発想に親和的な報道の直接規制と匿名報道については、流通する情報を極端に制限することとなるおそれがあり、本稿が目指す犯罪報道のあり方とは相容れないことから、これらの方策が有する問題点を踏まえて提起されている両当事者対等報道の概要を述べた。

私見としては犯罪報道のあり方として、両当事者対等報道を基本的に支持したい。たとえば、匿名報道にすることで事件の全容が見えなくなるよりも両当事者の主張が争点ごとに対立しているという状況を示すことによって、検察官が主張する事実を立証し、被告人がその立証の不備を弾劾し検察官の主張の信用性を減殺するという刑事裁判の構図を露わにすることができる⁷²⁾。「報道内容に一定の規制をかけるという点では、両当事者対等報道も匿名報道と変わらないのではないか」という批判も想定されるが、少なくとも治安維持等にかかる必要最低限の情報等の報道は規制されないため、犯罪報道が有する意義を損なうことなく適正手続保障を実現することができるモデルとしては、やはり両当事者対等報道の方が適切であるように思われる。「捜査側情報だけに偏重した報道を刑事事件や刑事手続に関する『正確な』報道とよいかどうかという点にもともと疑

問があり、両当事者対等報道モデルの実現は、刑事事件や刑事手続に対する真に正確な情報を市民に提供するという点で、知る権利の実質的保障にも資する部分があるのではなかろうか」という論者の指摘は的を射ているだろう⁷³⁾。また、本稿は刑事司法における被疑者・被告人と捜査機関の間にあるパワーバランスの不均衡という問題について、犯罪報道が社会的認知を広めていくという役割を果たすことを目指すものであるため、犯罪報道が有する社会的意義を損なわないという点においても、両当事者対等報道は本稿が目指す犯罪報道のあるべき姿に近いものといえる。

以上より、忌避制度の積極的活用や裁判員に対する包括的な説示の実施など、刑事手続内に設けられた予断排除に資すると思われる制度を従来以上に活用しつつ、両当事者対等報道を基本モデルとする犯罪報道のあり方を実現することで、犯罪報道による予断の危険に対応していくべきであるとするのが本稿の基本的立場である。

しかし、両当事者対等報道にも問題点はある。また、モデルそのものの細部についても議論を深めることで、より精緻なものとしていく必要がある。そこで次章では、両当事者対等報道が有する問題点につき検討を加え、それらの検討を踏まえた上で、筆者の考える犯罪報道のあり方について論じていきたいと思う。

第4章 対等報道実現に向けて

第1節 予断排除原則との抵触の問題

両当事者対等報道が有する第1の問題点は、予断排除原則との抵触の問題である。この点については前述の通り、論者がいう「起訴状一本主義の精神」が、「裁判官や裁判員は公判前に事件に関する情報について可能な限り接触すべきでない」とする意味での予断排除原則と同義であるならば、その意味での予断排除原則に反するのではないかという批判は甘受せざるを得ないであろう。

しかし、本稿では予断排除原則を、「裁判官や裁判員が、公判廷内外の何らかの要因によって、公判廷において顕出する当事者の主張・証拠に基づいて判断できなくなることを防止すべきとする原則」と解する⁷⁴⁾。このように解すれば、両当事者対等報道は予断排除原則に反することにならない、という結論を導くことも可能であるように思われるのである。そして、両当事者対等報道の論者が指摘していたように、本稿が目指す犯罪報道のあり方は、刑事事件や刑事手続に対する真に正確な情報を市民に提供するという点で、知る権利の実質的保障にも資する部分があるといえるだろう。その意味で、従来の白紙主義的発想を放棄せざるを得ないとしても、予断排除原則を「裁判官や裁判員が、公判廷内外の何らかの要因によって、公判廷において顕出する当事者の主張・証拠に基づいて判断できなくなることを防止すべきとする原則」と解することで犯罪報道の新たなあり方を模索していく必要性は、やはり大きいのではないだろうか。もちろん、最終的には接見制限の撤廃や全面的証拠開示の実現など、刑事手続全体での実質的当事者主義化を実現することが必要なものであり、犯罪報道を対等化することはその前提となる⁷⁵⁾。

第2節 弁護人の報道機関への対応の問題

両当事者対等報道の第2の問題点は、弁護人による報道機関への対応の問題である。弁護人の報道機関への対応については、とりわけ起訴前段階における、事件についての情報を公表するような積極的対応については弁護士の中でも慎重論が多数を占めている一方で、実際の事件において積極的対応が功を奏し、結果として弁護活動を有利に進めることができたという弁護人もおり、意見の一致をみていないのが現状である。しかし、刑事手続が全体として捜査機関側と被疑者・被告人側の実質的対等化を実現しているとは言い難い現状にあって、報道機関への積極的対応によるメリットについて何らの議論もすることなく、無用な報道機関への対応は不必要と結論付けることは妥当ではない。メリット・デメリット双方を比較衡量

することで、被疑者・被告人の利益を最大化することができる対応のあり方を模索することが賢明であるように思われる。なお、弁護人の報道機関への対応が問題となった数種の事例に触れたが、ここでは主として、広島において当時小学生であった女兒が強制猥褻の後殺害された事件について、担当弁護人が自身の経験をまとめた資料を中心に、弁護人の報道機関への対応のあり方について考えたい。

(1) 報道機関への対応のメリット

弁護人が報道機関に対して積極的に情報提供を行っていくことで得られるメリットとしては、(i) 関係者との信頼関係構築、(ii) 被疑者との信頼関係構築、(iii) 報道機関を通じての捜査機関保有情報の収集などが挙げられる。以下、個別に検討していく。

(i) 関係者との信頼関係構築

本件弁護人らは過熱報道を考慮して、接見のたびに署の前で囲み取材に応じることとしていた。そのため、弁護人らの顔はテレビ放送等で全国的に知られ、被疑者の家族等と会う際に信頼関係を構築するのが容易になったという⁷⁶⁾。関係者に会おうとしても、捜査機関がガードしていたり警戒していたりするため、証言等の収集が思うように進まないケースが少なくないようであり、後の立証活動を充実したものとすることを考えると、以上のようなメリットは小さいものではないはずである。

また本件弁護人は、被疑者の家族等との信頼関係により、彼らが警察からの事情聴取を受けたという情報や捜索等があったという情報が逐一弁護人のもとへ入ってくる状態になったこと、事情聴取を受ける関係者に対して警察での調書作成における注意等を行うことで、いい加減な調書作成を防ぐことができたのではないか、という点も指摘している⁷⁷⁾。

(ii) 被疑者・被告人との信頼関係構築

初回接見において被疑者から自身の言い分を報道機関に公表することについて了承を得たことから、本件弁護人らは了承を得た範囲で、時には自

主的な判断によって、情報を取捨選択し報道機関に公表している。しかし、後述するように、被疑者が公表を望んだとしても、最善の弁護活動の観点から公表が必ずしも適切ではないと相当程度の確信を持って弁護人が判断できる場合があり得る。このような場合に、弁護人は公表に踏み切るべきか否かについては争いがある。

この点、本件弁護人は時機を見て可能な限り被疑者の公表の希望を叶えることが、被疑者との信頼関係の構築につながったことを指摘する⁷⁸⁾。それによって、弁護人が被疑者の言い分を広く公表していることに関して取調官が被疑者に揺さぶりをかけてきた場合にも、むしろ弁護人が報道機関に自らの言い分をしっかりと伝えてくれていることを確認できたことで、弁護人を信頼することができたということが被疑者自身の言葉からも明らかになっている⁷⁹⁾。

(iii) 報道機関を通じての捜査機関保有情報の収集

捜査機関側と弁護側双方が積極的に報道機関に情報を公表していれば、報道機関は一方当事者が公表した情報内容について、他方当事者に照会することができる。そして、報道機関による照会の際に、弁護側は捜査機関側が保有している情報について、ある程度把握することができると思われる。実際に、本件弁護人も本件における同様のやり取りを振り返って、「メディアを挟んで、捜査側の証拠開示を受けている感覚であった」として、後の公判前整理手続での証拠開示対象を考える際に非常に参考になったと述べている⁸⁰⁾。

(2) 報道機関への対応のデメリット

弁護人による報道機関への対応のデメリットとしては、とりわけ (i) 守秘義務違反の危険性、(ii) 最善義務違反の危険性の2点が問題となる。

(i) 守秘義務違反の危険性

弁護士職務基本規程23条は「弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない」としてい

る⁸¹⁾。そのため、弁護人の自主的な判断で一定の情報を公表した場合に、守秘義務違反を問われる危険性がある。また、被疑者・被告人から同意を得て公表したが実際には同意したつもりはなかったといった場合にも、同様の危険性がある。

本件弁護人の各会見における情報の公表は事件の詳細に触れていたことや、被疑者が外国人であったことなどから、被疑者と弁護人の間で必要十分な意思疎通ができておらず、本件弁護人の対応は守秘義務を軽視したものであったのではないかと懸念の声や、弁護士会に対する申立書等の形で届いたようである⁸²⁾。本件弁護人は、被疑者としての言い分を積極的に公表して欲しいとの要望が依頼者からあったこと、信頼できる通訳を通じて被疑者からの真摯な同意を得た上で公表を行ったことなどから、守秘義務違反はなかったと述べている⁸³⁾。

被疑者・被告人と弁護人の間で同意の有無についての認識が異なるという事態が生じないように、弁護人が被疑者・被告人の意思の正確な把握に努めることが重要であることはいうまでもない。次の最善努力義務の問題とも関わるが、自らの言い分を積極的に公表することによって想定される影響について、十分な説明を行った上で守秘義務を解除するのか被疑者・被告人に問うべきであろう。

(ii) 最善努力義務違反の危険性

弁護士職務基本規程46条は「弁護士は被疑者および被告人の防御権が保障されていることに鑑み、その権利および利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める義務がある」と規定しているが、報道機関に対する情報の公表は以下の2点において最善努力義務違反となる危険性がある。1点目は、逮捕直後の情報が十分弁護人の手元にない段階での情報の公表は、事件全体がまだ流動的な段階にあるため、後々被疑者にとって不利に働くおそれがあるという点である。2点目は、弁護人の意図とは異なった趣旨の報道がなされる危険性であり、これも後に被疑者・被告人にとって不利に働くおそれがある。

そして、これらの点についても守秘義務の問題同様、被疑者・被告人の同意が問題となる。つまり、被疑者・被告人に対してわが国の犯罪報道の実情に関する十分な説明がないのならば、その同意は形式的なものにとどまり守秘義務を解除するには至らないのではないが、仮に同意があったとしても、社会や後の捜査・公判に対する影響を考慮すると、公表すべきではないのではないかと、といった点が問題となるのである⁸⁴⁾。

の点については、本件弁護士は被疑者に対して十分に説明をした上で、それでも本人が希望したため公表に至ったと述べており⁸⁵⁾、「個別事件における事情をすべて把握できていない部外者から、一般論的推測を基礎に守秘義務違反の存在を指摘することは困難」であろう⁸⁶⁾。の点については、本件弁護人の対応に対して懸念が寄せられたという事情を考慮すると、社会や捜査・公判手続に対する一定の影響があったことは否定できない。

また、弁護士が公表を不適当と考え、被疑者・被告人を説得したにもかかわらず、説得に応じないであくまで公表を望んだ時に、弁護士はこれを拒否し得るかが問題となる。被疑者・被告人の自己決定権を重視するならば、公表の拒否は認められないであろう。他方、被疑者・被告人の自己決定権に弁護人の後見的機能が優先すると解するのであれば、被疑者・被告人の同意があったとしても公表を拒否し得ることとなる。

もっとも、最善努力義務違反の判断にあたっては、「弁護人の最善努力義務はその時点での最善と考えられる方策を取ったことにより尽くされたと考えるべきであって、仮にこれが結果として判断を誤っていたこととなることがあったとしても最善努力義務を怠ったと評価されるべきではない」ということに留意する必要がある⁸⁷⁾。

(3) モデル・ルールの確立に向けて

起訴前の段階から弁護士が報道機関に対し積極的に対応していたことや、被疑者が外国人であったことなどの特殊性にかんがみると、本件を一般的なケースと見ることはできないと思われる。その意味で、原則的に弁護士

は起訴前の段階においては報道機関に対して積極的に情報の公表を行うべきではなく、証拠開示などによる資料の収集や被告人との協議を経た上で確立した防御方針との関係で、当該情報を公表することが有益であると判断できた場合に初めて、その公表が認められるべきだとする主張は説得的である⁸⁸⁾。このような考えに従うならば、弁護人の報道機関への積極的な対応が功を奏したその他の事例についても僥倖に過ぎず、そのような対応は認められるべきではないと評価せざるを得ないだろう⁸⁹⁾。

しかし、「『防御方針の確立』という言葉を使ってしまうと、それがマジックワードのようになってしまい⁹⁰⁾」、結果として報道機関への積極的な対応は全く認められないという解釈が確立するおそれも否定できない。「報道機関を通じての捜査機関保有情報の収集」といった、従来の消極的な弁護活動では見いだせなかったメリットも考慮に入れた上で、最善の弁護活動のあり方を考える必要がある。弁護人の主戦場が公判廷であるという基本認識は持ちつつ、現に公平な裁判の実現を阻害する危険性のある犯罪報道に対して何らかの対応を行っていくことも弁護活動の中で重要な位置を占めるとの認識が改めて強調されなければならない⁹¹⁾。もっとも、報道機関をコントロールして弁護側に有利な情報を報道させようなどと考える必要はなく、裁判所が公平な判断ができる状況を作る上で不可欠な、適正な報道をしてもらうために、問題のある報道を是正することを第一に考えるべきであろう。

一方、起訴後の弁護活動においては不適切な報道内容の是正を求めることはもちろん、公平な裁判所による裁判を受ける権利を保障する上で被告人の利益になると判断し得るのであれば、一定の事項について弁護人が積極的に発言を行っていくことも許容されよう。公判手続が始まっていけば、証拠開示手続等を通じて両当事者の主張も明らかになっていくため、防御方針を相手に知られることの弊害がなくなるからである。

そして、以上のような認識を弁護人と報道機関の双方が持つことで、事件ごとの一時的な関係にとどまらない、継続的な信頼関係を両者間で築い

ていくことが望まれる⁹²⁾。刑事弁護人の職責である守秘義務や最善努力義務の観点から、公表できないと判断せざるを得ない事項があることを弁護人自身が丁寧に説明することで、報道機関を納得させることは可能であろう⁹³⁾。報道機関としても、事件に関する貴重な情報源となりうる弁護人との信頼関係をむざむざ破壊しようとはしないはずである。

第3節 捜査機関由来の情報の取扱いの問題

捜査機関由来の情報は、とりわけ予断を生ぜしめる危険が高いことからその取扱いには慎重にならなければならない。本稿における予断排除原則の定義からも、捜査機関の公式発表において、一般的・類型的に有罪の予断を生ぜしめる危険の高い情報の公表を抑制することは要請される。本節では、これらの情報の中でも、被疑者・被告人にとって不利益な情報であり、かつ証拠能力が認められる可能性が低いと考えられる情報の提供の制限について検討する⁹⁴⁾。

情報の提供制限について考える際には、提供が許されないとする情報を類型化することが重要であると思われる。国民の知る権利に対する過度な制約を防止するという目的のためだけでなく、予断の危険があるにも関わらず、裁量によって情報提供が認められてしまうというような事態を防ぐためにも提供が許される情報と許されない情報を峻別しておく必要があるからである。そして、どのような情報の提供が認められないと解すべきかについては、イギリスの法廷侮辱罪において問題とされる公表内容の類型なども参考にすると、以下のように整理できるだろう⁹⁵⁾。

まず、被疑者・被告人ないし共犯者の自白である。わが国においては、被疑者・被告人の自白は実際以上の証明力があるかのような取扱いがなされ、これが取調べにおける有形無形の圧力の行使による虚偽の自白の強制的な採取につながり、冤罪の温床になっていることが指摘されてきた⁹⁶⁾。だからこそ、自白法則や補強証拠の法則を定めて、自白に証拠能力及び証明力を付与するために厳格な要件を課しているのであり、このような点に

鑑みると、自白に関してはその有無についても内容についても、捜査・訴追機関が報道機関に情報を提供することは避けられるべきである。

また、共犯者の自白についてはいわゆる引っ張り込みの危険性があり、その信用性の判断には慎重を要する。それにもかかわらず、共同して犯行を行った者の証言として、その信用性は高いと判断されがちであることから、虚偽であった場合のことを考慮すると共犯者の自白とはいえ、その有無や内容については公表されるべきではない⁹⁷⁾。

そして、被疑者・被告人の前科や悪性格についての情報である。これらの情報は、量刑のための一資料としてであれば許容される余地があるが、少なくとも事実認定に関しては有益な情報とはいえない。ましてや、裁判官や裁判員以外の一般市民にとっては被疑者・被告人を好奇の目にさらすことにしかならず、報道する価値の低い情報といわざるを得ない⁹⁸⁾。裁判官や裁判員に被疑者・被告人に対する有罪の心証を形成させ、また世論を被疑者・被告人の犯人視の風潮に誘導するおそれが多分にあることを考えると、これらの情報の提供も許されないと解すべきである。

なお捜査機関由来の情報ではないが、報道機関をはじめとする私人の私的調査等によって収集された資料が報道されることも避けられなければならない。適式な捜査手続を踏んで採集された資料の中でも、証拠能力が認められ、公判廷で適正に提示されたものだけが立証に資する証拠となり、また、そのような手続を経た証拠のみに基づいて裁判が行われるべきであるとする証拠裁判主義（刑訴法317条）の理念を踏まえるならば、適式な捜査手続を踏まずに収集された情報等に基づいて裁判が行われることがあってはならないからである。

第4節 小 括

本章では両当事者対等報道に関わる問題の検討を行ってきたが、本節では付随する論点についても本稿の立場を示した上で、小括と代えたいと思う。

まずは、被疑者・被告人側が、真犯人の存在の暴露を内容とする主張をすることが、本稿が目指す犯罪報道のあり方の中で許容されるかについてである。捜査を通じて暴露の内容の真実性が明らかにされると、被疑者・被告人の無実性の推認につながるため、被疑者・被告人側の主張として認められるべきであるようにも思われる。その判断は、両当事者が「対等」であることをどのような状態として捉えるかに委ねられるだろう。この点、本稿が想定する「対等」の状態は、あくまで被疑者・被告人と捜査機関の間のパワーバランスの是正という点を前提に考えているものであり、被疑者・被告人側の主張・反論はそれに資する限度で認められるべきものである。そのように考えると、真犯人の存在の暴露を内容とする主張は、被疑者・被告人の無実性の推認につながるとしても、捜査機関との間の対等性の保障につながるものとはいえない。やはり、被疑者・被告人と捜査機関の間での対等性を保障する上では、真犯人の存在の暴露を内容とする主張は認められるべきではない。また、名誉毀損になり得ることも問題であろう。

次に、犯罪報道のあり方も含めて、本稿で述べてきた予断排除に向けての報道機関や捜査機関に対する規律を法的規律とするのか、あるいは倫理義務に留めるのかについてである。結論を先に述べると、本稿では以上の規律を倫理義務に留めることとしたい。それは、法的規制は表現の自由や知る権利に対する重大な制約となる上に、仮に法的規制を行ったとしたとしても、規制を潜脱して（あるいは堂々と破って）報道がなされるおそれは否定できないからである。また、刑事司法に対する一般の理解の増進という法教育的機能を果たす犯罪報道のあり方を実現する上で、法律で一定の報道（教育）内容を強制するという方法は適当ではないということも、倫理義務にとどめる根拠のひとつである。

なお、本稿では第3章第2節において報道機関の自主規制について検討した際に、現状の報道指針や倫理綱領等では、犯罪報道が有する問題点に対する有効な対処となりえないという点を指摘したが、以上の指摘の裏に

は報道機関の現状に対する不信感があることも否定はしない。そうだとすると、ここまでの議論で提示してきた予断排除のあり方を当事者の倫理義務という形で実現するべきだとする主張は、報道機関に対する一定の信頼が基礎になれば主張し得ないという点で、前述の現状の報道機関に対する不信感の表明と矛盾するのではないかとの批判があるかもしれない。しかし、裁判員裁判のスタートを契機に、犯罪報道のあり方を見直そうという動きが報道機関においても従来以上に活発になりつつあることもまた事実である。今後このような動きがより活発になっていくことで、少しずつであっても犯罪報道は改善していくと思われるし、筆者としてはそのような動きに期待したいと考えている。

また、仮に倫理義務にとどめるとしても、倫理義務違反の行為に対して何らかの制裁を科すことがなければ、結果的に犯罪報道による予断の問題に対処したことにはならないのではないかという指摘も想定されよう。確かに、倫理義務を課すところの目的を達成する上では規律のあり方こそが重要となるのであり、その点に触れずして本稿が取り上げた問題について結論を出すことは適切ではない。

しかし、筆者自身の力量不足によって規律のあり方についての議論を詳細に検討することができなかったこと、そして、筆者が本稿の課題に取り組むことを決めた際に、報道を通じて本稿の問題についての知識を広く社会的に共有し、報道機関や捜査機関には公平な裁判の実現という観点から一定の倫理義務が課せられるという解釈を確立することによって、規律を伴わずに公平な裁判の実現を目指すことから始めるべきではないかと考えたことなどから、本稿では倫理義務の実効化のための体制のあり方については論じることを差し控えた。今後、刑事裁判に関する情報の公開制度の拡充などを経ることで、スウェーデンの匿名報道体制におけるプレス・オンブズマンや報道評議会類似の組織を通じての自主規制体制を構築することが可能な状況になることに期待したい。そして最後にささやかではあるが、犯罪報道と適正手続保障をめぐる議論がより深化することに期待して、

いくつかの提案をしてみたい。

まずは、日常的に犯罪報道の中で刑事司法に関する情報をより積極的に提供していくことである⁹⁹⁾。市民が社会生活上必要な基本的情報を入手するのは、新聞やテレビといったメディアを通じてであることが大半であろうから、意図するかしないかは別として、その教育的効果を無視することはできないであろう¹⁰⁰⁾。たとえば、両当事者対等報道も黙秘権に関する正確な理解が伝わるような報道を求めているが、刑事裁判の基本原則等の説明だけでなく、逮捕や起訴といった刑事裁判に関して報道される事実が、犯罪の発生から裁判の終結に至る過程のどの辺りに位置づけられるのかといったことがわかるような工夫が必要なのではないか。断片的知識の提供にとどまらず、刑事裁判全体の姿を示した上で、「黙秘権に関する知識等がどの段階でどのように問題となるのか」といったことを情報の受け手が主体的に考え、判断できるような報道でなければ本当の意味で有意義なものとはならないと思われる。それは、「裁判官や裁判員が予断に基づいて判断をすることを防止する」という両当事者対等報道が目指す最終目的の達成のためにも重要なことであると思われる。

なお、黙秘権については、被疑者・被告人が黙秘をしていると対等報道の趣旨を貫徹できないのではないかと指摘があり得るだろう。確かに、被疑者・被告人側の積極的な主張・反論を前提とする対等報道では、被疑者・被告人の黙秘は不利に働くことはあっても有利に働くことはないかもしれない。この点については、黙秘することの訴訟内外での不利益を被疑者・被告人が十分に理解できる形で伝えた上で、それでも被疑者・被告人が黙秘することを選択するのであれば、その意思を尊重せざるを得ないであろう。そして、黙秘という選択が不利な形で報道されないように、弁護士には被疑者・被告人の意志に反しない限度で補足的なコメントをするなどの対応が求められる。

次に、繰り返しになるが、対等報道実現に向けての障害のひとつとして、捜査段階においては弁護士自身有している情報が少なく、多くの弁護士

は被疑者・被告人に関する情報が拡散すればするほど、当事者だけでなくその周囲の人々が不利益を被るのではないかと心配し、なかなか取材に応じてくれないといったことがあるため、被疑者・被告人側の主張を積極的に報道しようとしても現実的に困難であるという問題がある。

確かに、捜査段階においては訴追側に弁護側主張の手の内を明かすのは得策ではないため、積極的な情報の公表に二の足を踏む弁護人が多いのも事実である。また、多くの弁護人は多忙であるため、物理的に取材が不可能であるという側面もある。しかし、こういった事情を理由に弁護側の主張に耳を貸すことなく、逆に捜査機関側からの情報を鵜呑みにして裏付け取材を怠ることで、結果として犯人視報道に近づいてしまうことが問題なのである。弁護側からの情報がないときは、何も書かないのではなく、情報がないことと併せて、「被疑者・被告人あるいは弁護人に対するアクセスが容易ではなく、情報を得ることが困難である」という事実を記すことも犯罪報道として価値があるものとなるだろう¹⁰¹⁾。その他にも、逮捕以後は原則として犯罪報道は控えるべきで、公判廷で出てきた情報を淡々と伝えるべきであるとする主張もあり傾聴に値するといえる¹⁰²⁾。

むすびにかえて

本稿では、犯罪報道によって形成された有罪の予断に基づいて、裁判官や裁判員が裁判における判断を下すことで、刑事被告人の公平な裁判を受ける権利が侵害される問題の解決に向けて、諸方策の検討を行った。本稿で取り上げた問題は異なる法領域にまたがる問題であり、ジャーナリズム論なども巻き込んだ形での議論とならざるを得ないため、見解の一致を見ることは困難であろう。理念としてのあるべき姿と現実の運用のあり方は、分けて考えられる必要がある。本稿では、理念としてのあるべき姿に最大限配慮しつつ、現実の運用としても困難を生じないような形での解決を試みたが、今後の状況の推移次第では報道の直接規制という最終手段を用い

ることも現実的な手段となるのかもしれない。しかし、このような事態を招くことのないようにするためにも、刑事手続に携わる法律家と報道機関がそれぞれ議論を重ねるとともに、相互理解を促進していくことで、有意義な犯罪報道と適正な刑事手続の保障をともに実現するための道筋を模索していくことが求められている。

- 1) 辻裕教『司法制度改革6 裁判員法／刑事訴訟法』（商事法務，2005年）161頁，184～185頁。また，裁判員法制定に携わった委員として，同法の中でも報道と関係する部分についての制定過程を記述したものととして，土屋美明『裁判員制度と報道：公正な裁判と報道の自由』（花伝社，2009年）110～149頁。
- 2) 平木正洋・最高裁判事局総括参事官（当時）は，2007年9月27日に行われたマスコミ倫理想談会全国協議会第51回大会において，捜査機関から得た情報を確定した事実のように伝えること，被疑者が自白していることやその内容を伝えること，被疑者の弁解の不合理性などを指摘すること，犯人性に関する捜査機関側の証拠を強調したり，確定的に報じること，被疑者の前科・前歴を報道すること，被疑者の生い立ちや人間関係を伝えること，有罪を前提とした有識者のコメントを報道することについての懸念を示した。同大会について報じたものとしては，朝日新聞2007年10月2日付朝刊を参照されたい。
- 3) 日本新聞社協会が2008年1月16日に発表した「裁判員制度開始に当たっての取材・報道指針」（朝日新聞2008年1月17日付朝刊参照）や翌17日に民放連が発表した「裁判員制度下における事件報道について」（<http://www.j-ba.or.jp>。以下，サイト内検索）（last visited Mar.21.2013）と題する指針等がある。
- 4) 淵野貴生『適正な刑事手続の保障とマスメディア』（現代人文社，2007年）21頁参照。
- 5) 芦部信喜『憲法（第4版）』（岩波書店，2007年）165頁。
- 6) 芦部・前掲注（5）171頁。
- 7) 最大決昭和44年11月26日・刑集23巻11号1490頁。
- 8) 青柳幸一「裁判員制度と報道」ジュリスト1370号（2009年）173頁参照。学説では，取材・編集・発表という行為の関連性を重視して，「取材は報道にとって不可欠の前提をなすから」という理由で取材の自由を報道の自由に含めるとする見解が有力である。
- 9) 淵野・前掲注（4）238頁。
- 10) 青柳・前掲注（8）173頁，野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ（第4版）』（有斐閣，2006年）337～338頁，駒村圭吾『ジャーナリズムの法理 表現の自由の公共的使用』（嵯峨野書院，2001年）231頁等。
- 11) 青柳・前掲注（8）173頁。たとえば，以上のような報道の自由の保障の意義にもかかわらず，報道の自由が規制される余地があることが指摘されている。つまり，「メディアが表現の自由を享有する根拠は『表現活動が，国民の知る権利に奉仕し，その帰結として民主的政治過程の維持や受け手となる個人の自律的な生を支える基本的情報の提供など，社

会全体の利益を実現することにある』のであり、『メディアは個人ではない以上、自分の生き方を自ら考え、決定する個人と同様の意味における表現の自由を享有しない』のであるから、以上より、まず、マス・メディアの表現の自由が、社会全体の情報の受け手の利益を根拠としていることから、報道や取材などの活動において個人には認められない特権をマス・メディアに認める可能性が導かれる。また一方で、もともと社会全体の利益を保障根拠とする以上、同じ社会全体の利益がマス・メディアの自由の制約を要求する場合には、放送事業者に対する広範な規制のように、個人に対しては認められないような特別な制約を加える余地も生ずると考えられる』のである。参照、長谷部恭男『憲法(第3版)』(新世社、2008年)217頁以下。

- 12) 最大決平成10年12月1日・民集52巻9号1761頁。
- 13) 飯室勝彦「取材・報道と『無罪推定の原則』」自由と正義1994年8月号45頁は、刑事事件を取材し、報道する意義を、社会を映す鏡としての事件、事故を通じて社会の実相を市民に伝える、市民の自衛に役立つ情報を伝える、情報を伝え、予防、鎮圧に役立つよう市民の行動を呼び起こす、社会の問題点について考える契機を提供、その解決を促す、市民による刑事司法の監視を可能にするという5点に整理する。そして、その中でもこの点の重要性が最も重視されるべきであるとする。
- 14) 放送倫理・番組向上機構(BPO)放送倫理検証委員会「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」(<http://www.bpo.gr.jp>。以下、サイト内検索)(last visited Mar.21.2013)。
- 15) 犯罪報道におけるメディア・リテラシーの重要性を指摘するものとして、青柳・前掲注(8)177頁、池田公博「裁判員制度と報道の在り方 刑事手続の視点から」刑事法ジャーナル15号(2009年)37頁。
- 16) 白取祐司『刑事訴訟法(第5版)』(日本評論社、2008年)84頁。
- 17) 日本ではマスメディアが中心となって記者クラブという任意組織を形成しており、公的機関などの継続的取材を行っている。警察庁や検察庁の情報も、記者クラブ所属の記者にのみ公式発表という形で提供される。記者クラブについては、新規参入が容易に認められないことから、その閉鎖性が指摘されている。記者クラブの概要につき、日弁連人権擁護委員会編『人権と報道 報道のあるべき姿をもとめて』(明石書店、2000年)20～32頁。
- 18) 日本弁護士連合会編『人権と報道』(日本評論社、1976年)25頁。
- 19) このような危険は、いわゆる「松本サリン事件」や「地下鉄サリン事件」において、現実のものとなった。例えば朝日新聞は、1994年6月29日付朝刊で「会社員宅から薬品押収 農薬調査に失敗か」という見出しで事件を報道し、その後も同日付夕刊で農薬中毒の専門家の「素人が中途半端な知識で調査などをするのは極めて危険だ」とする話を掲載するなど、あたかも被疑者が犯人であるかのように印象付けてしまう危険性の高い記事を立て続けに掲載した。

また、同事件後に起こった地下鉄サリン事件を引き起こしたとされるオウム真理教が関わった事件に関する一連の報道においても、教団施設に対する強制捜査でリン化合物が発見されたことをもって、当時はまだ被疑事実として確定していなかった地下鉄サリン事件に関与した疑いが強まった(朝日新聞1995年3月23日付朝刊)とする報道がなされている。

- 20) 五十嵐二葉「公判報道のゆがみをさらに広げるな」新聞研究537号（1996年）69頁。
- 21) 予断を生じさせうる犯罪報道による被疑者・被告人の適正手続保障を受ける権利侵害の法的構造については本稿で詳述することはかなわなかった。アメリカやドイツの議論にも触れて、この点につき詳述した、淵野・前掲注（4）42頁以下を参照されたい。
- 22) 青柳文雄「公平な裁判所の理念」法学研究34巻8号（1961年）2～3頁では、「現行刑訴法は大陸法的な基盤の上に英米法の諸原理を取り入れたが、実体的真実発見の理想を捨てることのできないためにそこに種々の問題を包蔵し」ており、「公平な裁判所の理念の検討に当たってもこの二つの法系の重点の置き方の相違を考慮しなければならない」としており、法制定後間もない時期から、公平な裁判所の定義は曖昧模糊としたものであったことが伺える。さらに、宮城啓子「論点講座・刑事訴訟法（4）公平な裁判所」現代刑事法1巻7号（1999年）116～118頁は、「公平な裁判所」の理念がヨーロッパの啓蒙期において権力分立が成し遂げられる過程において意識されたものであることに鑑み、「公平な裁判所」の基礎には司法権の独立の観念があり、「公平な裁判所」の理念が具体化された制度として、司法権の独立、裁判官の身分保障、当事者主義、裁判官の除斥・忌避等を挙げる。
- 23) 田中輝和『公平な裁判所』とは何か』松尾浩也編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、1979年）164～167頁参照。
- 24) 最大判昭和23年5月5日・刑集2巻5号447頁，最大判昭和23年5月26日・刑集2巻5号511頁等。なお、田中・前掲注（23）164頁は、それぞれの判決において微妙な文言の違いはあるが、これらの判決に関与した裁判官はほぼ同じであり、補足意見も見られないことから、これらの判決をそれぞれ対立するものとして捉えることはできないとする。
- 25) 田中・前掲注（23）164頁。
- 26) 松尾浩也『刑事訴訟法（上）（新版）』（弘文堂、1999年）215頁参照。
- 27) 鴨良弼「公平な裁判所」日本刑法学会編『刑事訴訟法講座（1）』（有斐閣、1963年）37頁以下。
- 28) 鴨・前掲注（27）45頁。
- 29) 松尾浩也「予断防止の原則と起訴状一本主義」法学セミナー322号（1981年）44頁，松尾・前掲注（26）215頁，白取・前掲注（16）234頁等参照。
- 30) 青柳・前掲注（22）4頁以下。
- 31) 青柳・前掲注（22）6頁。
- 32) 白取・前掲注（16）58頁。
- 33) 憲法的刑事手続研究会編『憲法的刑事手続』（日本評論社、1997年）375頁〔竹之内明〕。
- 34) 中武靖夫「256条6項の意義」団藤重光編『新法律学演習講座 刑事訴訟法（全訂版）』（青林書院、1959年）12頁以下。
- 35) 団藤重光『新刑事訴訟法綱要（七訂版）』（創文社、1967年）373頁。
- 36) 佐伯千仞「起訴状一本主義」日本刑法学会編『刑事訴訟法講座（第2巻）』（有斐閣、1964年）6頁。
- 37) 田淵浩二「予断排除の原則・再考」静岡大学法政研究8巻1号（2003年）4頁は，団藤・前掲注（35）373頁に、「起訴状には，裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれの

ある書類その他の物を添附し、またはその内容を引用してはならない。いわゆる起訴状一本主義である。あるいはもっと一般的にこれを予断排除の原則と呼ぶことにしよう。……現行法は公平な裁判所（憲法37条1項）の理念から、裁判所に白紙の状態で第一回の公判期日にのぞませるため、かような従来の方式に根本的な修正を加えたのである。」という記述があることから、予断排除原則の命名者を団藤博士ではないかと推察する。

- 38) 司法制度改革推進本部事務局において立案作業を担当した者による解説として、辻・前掲注(1)23～24頁。
- 39) 井上正仁「講演・刑事裁判の充実・迅速化に向けて」司法研修所論集113号(2005年)133頁以下。ほか同旨のものとして、酒巻匡「刑事裁判の充実・迅速化 争点整理と証拠開示手続の構築」ジュリスト1198号(2001年)146～152頁、寺崎嘉博「公判前整理手続の意義と「やむを得ない事由」の解釈」刑事法ジャーナル2号(2006年)6～7頁、大澤裕「『新たな準備手続』と証拠開示」刑法雑誌43巻3号(2004年)72頁等。
- 40) 刈野貴生「裁判員制度と刑事手続改革」法律時報76巻10号(2004年)30頁以下、白取祐司「新たな準備手続と迅速な裁判 自己負罪拒否特権・予断排除の原則との関連において」現代刑法6巻12号(2004年)11～16頁等。
- 41) 刈野・前掲注(40)33頁。
- 42) 座談会「刑事司法はどう変わるのか」法律時報76巻10号(2004年)13頁〔安原浩〕、酒巻・前掲注(39)148頁。
- 43) 亀井源太郎「予断排除の原則の行方」研修699号(2006年)7～8頁。
- 44) 金子章「刑事手続における公正な裁判の保障について(三)・完 アメリカにおける議論を中心に」法学論叢163巻6号(2008年)102頁以下参照。
- 45) 論者は起訴状一本主義の意義を、「『旧法当時の広範において捜査記録に頼った心証形成がなされるかのような印象を与えたことの反省』から、その意味での国民の不安感を払拭すべく、手続構造上、捜査と公判を明確に分断した」ことに見いだす。参照、金子章「刑事手続における忌避制度について(1) その実質的意義の検討を中心に」横浜国際経済法学18巻1号(2009年)71頁。
- 46) 金子・前掲注(44)103頁。
- 47) 青柳・前掲注(8)176～177頁。
- 48) 座談会「日本国憲法研究 第1回・裁判員制度」ジュリスト1363号(2008年)89頁〔ダニエル・フット〕。
- 49) 三井明「誤判と裁判官」判例タイムズ35巻19巻(1984年)16～20頁は、自身の裁判官としての経験から、とりわけ重大な事件においては、「簡単に有罪判決を出してはならない」といった世論からの見えない圧力に裁判官が影響される可能性があることを指摘する。
- 50) 同旨のものとして、下村幸雄「キャリア裁判官の刑事陪審観」小田中聡樹＝鈴木茂嗣＝能勢弘之＝守屋克彦＝四宮啓編『誤判救済と刑事司法の課題：渡部保夫先生古稀記念』(日本評論社、2000年)166頁、片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』(大阪大学出版会、2007年)132頁、パネルディスカッション「第12回刑事弁護経験交流会 刑事事件でのマスコミに対する弁護士の在り方」自由と正義59巻5号(2008年)73頁〔阿部泰雄〕〔後藤真人〕等。

- 51) なお、裁判官の予断の危険性を肯定することは、論者の提起する「予断」の定義の適切さを損なわせるものではないと思われる。「予断」という文言の定義に直接的に関係してくのはむしろ、裁判官や裁判員が報道等を見聞きして担当事件についての何らかの心証を形成することは避けられないとする価値判断の方である。裁判官についても裁判員同様、予断の危険性があるという本稿の立場からすると、裁判官の予断の危険性に関する価値判断はむしろ、裁判官と裁判員を区別せずに予断排除の方策を検討すべきであるという帰結を導くこととなるだろう。
- 52) 亀井・前掲注(43)8頁。なお、「外形的な公平さ」は多義的な表現であるが、該当部分の直前で予断排除原則について、「その核心は、裁判所が検察側から証拠資料を引き継ぐことで一方的な説得を受けること、あるいはそのような外観が生じることの排除にあった」と述べている部分を指した表現であると思われる。
- 53) このような制度についての検討として、淵野・前掲注(4)242~253頁。また、イギリスにおいても同様の評価がなされていることを指摘するものとして、小浦美保「市民による裁判と報道の影響(2・完):イギリスの法廷侮辱を素材として」北大法学論集59巻6号(2009年)231~232頁。
- 54) イギリスの法廷侮辱罪に関する代表的な邦語の文献として、ブレンダ=スフリン・本間一也訳「陪審裁判と報道の自由 陪審裁判の保護を目的とした法廷侮辱に関する法による報道の自由の規制」鮫越溢弘編『陪審制度を巡る諸問題』(現代人文社,1997年)297頁以下、グランヴィル・ウィリアムズ・庭山秀雄訳『イギリス刑事裁判の研究』(学陽書房,1981年)、庭山英雄「法廷侮辱による厳しい報道規制」新聞研究396号(1984年)50~53頁、森健二「イギリスにおける陪審裁判と事件報道のあり方」判例タイムズ1080号(2002年)65~69頁、多谷千香子「裁判員制度と法廷侮辱罪」法律時報79巻10号(2007年)91~96頁、小林恭子「規制に果敢に挑戦するメディア 英国の陪審制と報道のかかわり」新聞研究679号(2008年)、小林恭子「陪審制下の法廷侮辱罪と対峙する英国メディア」Journalism 225号(2009年)42~49頁、幡新大実「イングランド・ウェールズにおける刑事司法と報道(1)」季刊刑事弁護55号(2008年)164~171頁、幡新大実「イングランド・ウェールズにおける刑事司法と報道(2)」季刊刑事弁護56号(2008年)174~179頁、幡新大実「イングランド・ウェールズにおける弁護人の記者発表と倫理問題」季刊刑事弁護47号(2006年)144~148頁、小浦美保「市民による裁判と報道の影響(1):イギリスの法廷侮辱を素材として」北大法学論集59巻5号(2009年)175~233頁、小浦(2・完)・前掲注(53)205~244頁等を参照。
- 55) 裁判所侮辱法の邦訳として、法務大臣官房司法法制調査部編『イギリス最高法院法・イギリス裁判所侮辱法』(法曹会,1984年)152頁以下。
- 56) 法廷侮辱罪成立の主観的要件と客観的要件について、判例も踏まえてコモン・ローと裁判所侮辱法の両面から詳細な検討を加えたものとして、小浦(1)・前掲注(54)195~211頁。
- 57) 多谷・前掲注(54)91頁参照。法廷侮辱罪は、コモン・ローの国イギリスで12世紀以降長年に渡って発展してきたもので、「社会の正義と秩序の“最後の砦”は、裁判であり、裁判が正しく行われなければ、市民社会の安寧は守られない」という考え方を出発点とし、

その当然の帰結として、裁判所は、「その固有の権能として、適正な裁判の遂行を妨げる行為から自己の機能を守ることができ、そのために法廷侮辱罪を定め、これを適用できる」と考えられている。

- 58) たとえば、日本雑誌協会は裁判員制度や偏見報道の防止等に向けての指針を策定していない。
- 59) 日隅一雄「捜査段階の取材と報道」梓澤和幸＝田島泰彦『裁判員制度と知る権利』（現代書館，2009年）127～128頁。
- 60) たとえば志布志事件では、このような問題が現実のものとなったのである。福田伸生「志布志事件から学ぶ 裁判員時代に冤罪を防ぐために」朝日総研リポート215号（2008年）24～27頁。
- 61) 淵野貴生「裁判員の公平性保障と報道の自由のあり方」朝日総研リポート215号（2008年）18頁以下は新聞協会の指針について一定の評価をした上で、より具体的な指針を策定する必要性を指摘している。
- 62) 匿名報道に関する文献としては、浅野健一『裁判員と「犯罪報道の犯罪」』（昭和堂，2009年）、浅野健一「スウェーデン 徹底した犯罪報道匿名主義」新聞研究396号（1984年）54～58頁、浅野健一＝山口正紀『匿名報道 メディア責任制度の確立を』（学陽書房，1995年）、大石泰彦『メディアの法と倫理』（嵯峨野書院，2004年）191～193頁等を参照した。
- 63) 土屋・前掲注（1）100頁。
- 64) 淵野・前掲注（4）277～278頁。
- 65) 淵野・前掲注（4）279頁。
- 66) 立証責任を全面的に検察官が負っている刑事裁判においては、本来被告人側の反論としては黙秘しているという事実のみで十分なのであり、それ以上語ることを被告人が望まないとしても非難されるべきことではないはずである。しかし、このような刑事裁判の基本構造は、社会的常識としてはなかなか受け入れがたいものであるようであるとして、論者は黙秘が刑事裁判において有する意味が正確に伝わるような報道をすることが対等報道の内容として求められるとする。
- 67) 被疑者・被告人側が積極的に反論しようとする場合も、訴追側に「合理的な疑いを超える証明」が求められている刑事裁判制度の特質を正しく反映するような対等報道を行う必要があることは黙秘の場合と同様であるとする。
- 68) 自白、伝聞証拠、ポリグラフ等の鑑定検査結果、前科などは、刑法上あるいは理論上、証拠能力が認められない場合が存在することが予定されている一方で、いったん報道されると被告人が有罪であるとの予断を強く植え付けてしまう極めて危険な情報であるとして、これらの情報を捜査機関が公表すること自体を規制するべきであるとする。また、仮に規制が実現した状態で報道機関が独自の取材活動を通じて規制対象の情報を手に入れた場合でも、十分な準備に基づく反論と対置させなければ報道するべきではないとする。
- 69) 淵野・前掲注（4）280～282頁。
- 70) 淵野・前掲注（4）281～282頁。
- 71) 淵野・前掲注（4）282頁。

- 72) 五十嵐・前掲注（20）66頁参照。
- 73) 淵野・前掲注（4）278頁。
- 74) もっとも、これらの指摘を承知の上で、それでも白紙主義という予断排除の本来あるべき形を放棄しようとしている刑事手続法制のあり方に危惧を感じ、両当事者の実質的対等化を実現することで予断排除を実現しようとしているのであるならば、本稿の主張と論者の主張は変わらないだろう。
- 75) 淵野・前掲注（4）286頁。
- 76) 久保豊年「刑事弁護人のメディア公表のあり方について 広島女児殺害事件を題材として」自由と正義59巻5号（2008年）39頁。
- 77) 久保・前掲注（76）39頁。
- 78) 久保・前掲注（76）39～40頁。
- 79) 久保・前掲注（76）40頁。
- 80) 久保・前掲注（76）40頁。
- 81) なお、本条項は弁護士職務基本規程第3章「依頼者との関係における規律」に規定されているものであり、依頼者に対する義務であると考えるのが素直であると思われるので、守秘義務は依頼者の同意により解除される。
- 82) 武井康年「弁護人のマスコミ対応 広島女児殺害事件を題材に」季刊刑事弁護47号（2006年）98頁。
- 83) 武井・前掲注（82）100頁。
- 84) 武井・前掲注（82）101頁。
- 85) 久保・前掲注（76）39頁。なお、被疑者コメントの公表に至った理由として、既に供述調書を作成していたため、警察からも同様の発表があるのは確実であったこと、にもかかわらず、初日に無実だと言って今日はノーコメントとすると、警察発表だけになってしまい、メディアに被疑者の真意が伝わらないと判断したこと、犯人性は認められているが殺害の故意はなかったと主張しており本件は一部無罪事件であるから、その点は被疑者の言い分として警察発表よりも早い方が良いのではないかと判断した、といった点を挙げている。
- 86) 武井・前掲注（82）101頁。
- 87) 武井・前掲注（82）。また、本件弁護人の証言からは、弁護人らは周到な判断をした上で公表に踏み切っていることが窺えるので、少なくとも公表時点における最善努力義務違反があったとはいえないと思われる。
- 88) 座談会「刑事弁護人の起訴前段階での取材対応」自由と正義61巻5号（2010年）95頁〔後藤貞人〕。
- 89) 座談会・前掲注（88）94頁〔後藤貞人〕、宮村啓太「刑事事件と報道 弁護人の立場から」刑事法ジャーナル15号（2009年）49頁。
- 90) 座談会・前掲注（88）89頁〔坂井眞〕。
- 91) 刑事弁護マニュアルなどにおいても、項目名に若干の違いはあるがメディア対応が1つの項目として取り上げられていることが多い。たとえば、大出良知＝高田昭正＝神山啓史＝坂根真也『新版 刑事弁護』（現代人文社、2009年）207～211頁。

- 92) 山口進「実践刑事弁護 裁判員にわかりやすい弁護のために(9)メディアの論理と弁護士の論理」判例タイムズ59巻16号(2008年)77~82頁参照。
- 93) この点を強調するものとして、座談会・前掲注(88)93頁,97頁〔後藤真人〕,パネルディスカッション・前掲注(50)76頁〔後藤真人〕。
- 94) なお、証拠開示の段階に限られるが、被告人にとって有利な証拠や情報の存在が明らかになった場合には、検察官は適時に開示しなければならないとする倫理義務を定めた規定が諸外国では散見されることを指摘し、わが国における検察官倫理規定の必要性について述べるものとして、指宿信『証拠開示と公正な裁判』(現代人文社,2012年)121~152頁参照。
- 95) 法廷侮辱罪の処罰対象となり得る公表内容の類型につき、小浦(2・完)・前掲注(53)209~226頁。
- 96) 白取・前掲注(16)358~359頁。
- 97) 淵野・前掲注(4)260頁。
- 98) アメリカでは性犯罪者について、氏名や住所といった私的な情報とともに前科が記載された情報に市民がアクセスできる制度が州単位で採用されているが、前科情報の公表による再犯防止の効果については、疑問が呈されている。参照、紙谷雅子「前科という個人情報と地域の安全」都市問題102巻5号(2011年)91~99頁。
- 99) 紙谷雅子「朝日新聞『事件の取材と報道』を読んで変身を求められる事件報道 日々の活動のなかで検証」Journalism 265号(2012年)19頁。
- 100) 川岸令和「刑事裁判とは異なる報道の役割に期待 各社の指針を読んで」新聞研究 693号(2009年)33頁。
- 101) 紙谷・前掲注(99)20~21頁。
- 102) 長谷部恭男=岡田力「司法制度への市民参加 ポピュリズム焚きつけない報道を」Journalism 249号(2011年)6頁。